

記載要領等	寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書
-------	--

《使用目的等》

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。